

具体的対応方針（役割）の決定について

No.	医療機関名	2025年において担う役割の方針										2025年を持つべき病床数の方針							
		※ 令和元年10月現在の愛知県地域保健医療計画 別表より作成										（病床数は暫定数） ※平成30年度病床機能報告より作成							
		がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他（地域医療支援病院）	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等（無回答等）	介護保険施設等へ移行
1	名古屋市立東部医療センター	○	○	○		○	○		○	○		○	488	292	196	0	0	0	0
2	愛知県がんセンター	○											500	0	500	0	0	0	0
3	名古屋市立西部医療センター	○	○	○	○	○	○		○	○		○	500	261	239	0	0	0	0
4	名古屋市立緑市民病院	○	○	○		○							300	0	100	200	0	0	0
5	国家公務員共済組合連合会東海病院	○	○			○							166	0	120	46	0	0	0
6	名古屋市重症心身障害児者施設												90	0	0	0	90	0	0
7	愛知県青い鳥医療福祉センター		○		○								170	0	0	0	170	0	0
8	愛知県済生会リハビリテーション病院		○										200	0	0	200	0	0	0
9	名鉄病院	○	○	○		○				○			373	12	361	0	0	0	0
10	名古屋第一赤十字病院	○	○	○		○	○		○	○		○	852	817	35	0	0	0	0
11	国家公務員共済組合連合会名城病院	○	○	○		○				○		○	326	6	273	47	0	0	0
12	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	○	○	○	○	○	○		○	○		○	690	590	100	0	0	0	0
13	中日病院		○			○							93	0	42	0	51	0	0
14	国立大学法人名古屋大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○		○	○			1,030	927	103	0	0	0	0
15	名古屋第二赤十字病院	○	○	○		○	○		○	○		○	810	734	76	0	0	0	0
16	名古屋市立大学病院	○	○	○	○	○	○		○	○			772	772	0	0	0	0	0
17	名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院		○	○									80	0	0	80	0	0	0
18	ブラザー記念病院		○										59	0	0	0	59	0	0
19	藤田医科大学ばたね病院	○	○	○		○			○	○		○	370	190	180	0	0	0	0
20	名古屋掖済会病院	○	○	○	○	○	○		○	○		○	602	379	157	47	19	0	0
21	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	○	○	○	○	○	○		○			○	556	10	496	50	0	0	0
22	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	○	○	○		○	○		○	○		○	612	419	193	0	0	0	0
23	名古屋市厚生院												204	0	0	0	204	0	0
24	独立行政法人国立病院機構東名古屋病院	○	○		○	○							330	0	42	92	155	41	0
25	名古屋記念病院	○	○	○		○	○		○	○		○	416	145	271	0	0	0	0
		構想区域計 (2025年における病床数の必要量における割合)										10,589 (48.0%)	5,554 (192.5%)	3,484 (43.2%)	762 (10.1%)	748 (20.9%)	41 -	0 -	
		2025年における病床数の必要量										22,039	2,885	8,067	7,509	3,578	-	-	

本県における5疾病5事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準について

- 5疾病5事業及び在宅医療等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として「愛知県地域保健医療計画 別表」に記載される基準に準ずることとする。

区分		別表掲載基準
がん	がん診療連携拠点病院 (県がん診療連携拠点病院、 地域がん診療連携拠点病 院、がん診療拠点病院)	緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられている、厚生労働大臣が指定する病院及び厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院で県が指定している病院。
	がん医療を提供する病院	愛知県医療機能情報公表システムにおいて部位別に年間手術10件以上実施した病院。
脳卒中	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院。
	脳血管領域における治療病院	愛知県医療機能情報公表システムにおいて頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピングまたは脳血管内手術を実施している病院。
	回復期リハビリテーション病棟の届出病院	回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院。
	脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（病棟届出なし）	愛知県医療機能情報公表システムにおいて脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院。
心 血 管 疾 患	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師が4名以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院。
	循環器系領域における治療病院	愛知県医療機能情報公表システムにおいて経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術を実施している病院。
	心大血管疾患リハビリテーション実施病院	愛知県医療機能情報公表システムにおいて心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院。
精 神 疾 患	多様な精神疾患等に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査に対する各医療機関の回答に基づくもの。 「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」とした。
	多様な精神疾患等に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査に対する各医療機関の回答に基づくもの。 「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」とした。
救 急 医 療	初期救急医療体制	休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制で休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制。
	第2次救急医療体制	救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制で病院群輪番制病院が救急患者を受け入れている。
	第3次救急医療体制	第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制。 救命救急センター

区分		別表掲載基準
災 害 医 療	災害拠点病院	重症患者の救命医療を担う高度な診療機能、受け入れ機能、広域搬送機能、自己完結型の医療チームの派遣機能、医療資器材の貸出機能を有するほか、機能性の高い自家発電装置や衛星電話等の充実した通信機器等を保有し、災害時において医療を継続して提供するための拠点となる病院。
	分娩を実施している医療機関	地域の診療所、病院又は助産所。
周 産 期 医 療	健診のみを実施している医療機関	地域の診療所、病院または助産所。
	地域周産期母子医療センター	ハイリスク分娩等の重篤患者に対し、周産期に係る比較的高度な医療を提供する医療機関で都道府県が認定したもの。
	総合周産期母子医療センター	合併症妊婦、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療や、産科合併症以外の合併症を有する母体への医療など重篤患者に対し医療を提供する医療機関で、都道府県が指定したもの。
小 児 救 急 医 療	地域の小児基幹病院	救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院。
	県の小児救急中核病院	小児救命救急センター、県の要請により PICU を設置している病院。
へ き 地 医 療	へき地診療所	人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町村等が開設する診療所。
	へき地医療拠点病院	無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行う病院。
在宅医療		在宅療養支援病院・診療所。(※)
その他	地域医療支援病院	かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が地域医療支援病院として承認した病院。 【参考】「医療計画について（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）」において、医療計画における整備目標として、必ず記載しなければならない事項として具体的に明記されている。

※ 在宅医療の分野で別表に記載されている医療機関は、現行計画では「医療法施行規則第1条の14第7項第1号に該当する医療機関」であるが、平成30年7月23日開催の愛知県医療審議会医療体制部会において、在宅医療を行う医療機関として記載する際の判断基準は、「在宅療養支援病院・診療所」とすることとされた。